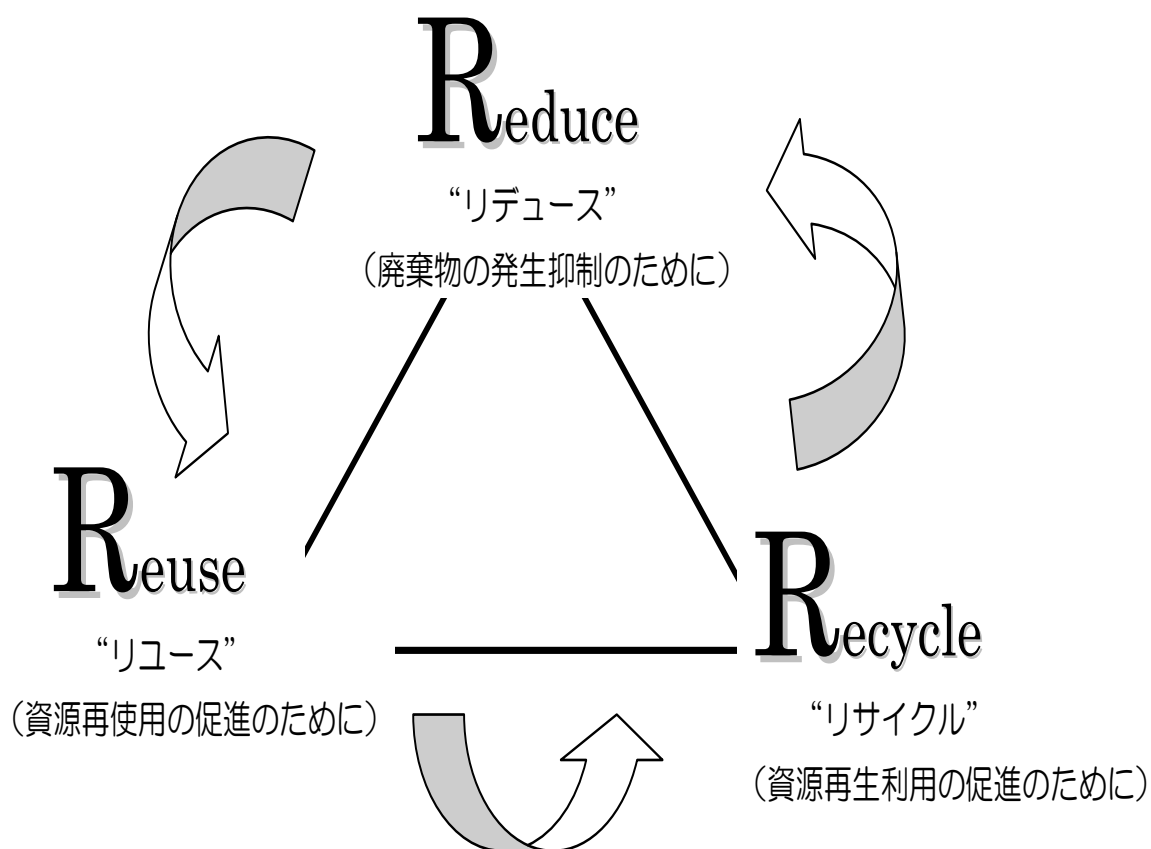


山形県産業廃棄物税の あらまし

山形県は、循環型社会を築くために平成 18 年 10 月 1 日から
『山形県産業廃棄物税』を導入しています。

みなさまのご理解とご協力をお願いします。



ごみゼロやまがた県民運動
キャラクター「ごみゼロくん」

山形県

I 導入の目的

産業廃棄物の排出を抑制し、リサイクルを促進するため、産業廃棄物税を導入し、循環型社会の形成を目指すものです。

県は、産業廃棄物税の税収を活用しながら、「山形県循環型社会形成推進計画」に基づく循環型産業の振興等の施策を積極的に展開することにしています。

II 産業廃棄物税の概要

1 納める人

産業廃棄物を排出する事業者で、県内に所在する最終処分場へ産業廃棄物の最終処分（埋立）を委託した事業者（中間処理業者を含む）又は自ら設置する最終処分場で最終処分（埋立）を行う事業者の方です。

2 課税の対象

最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量に応じて課税されます。

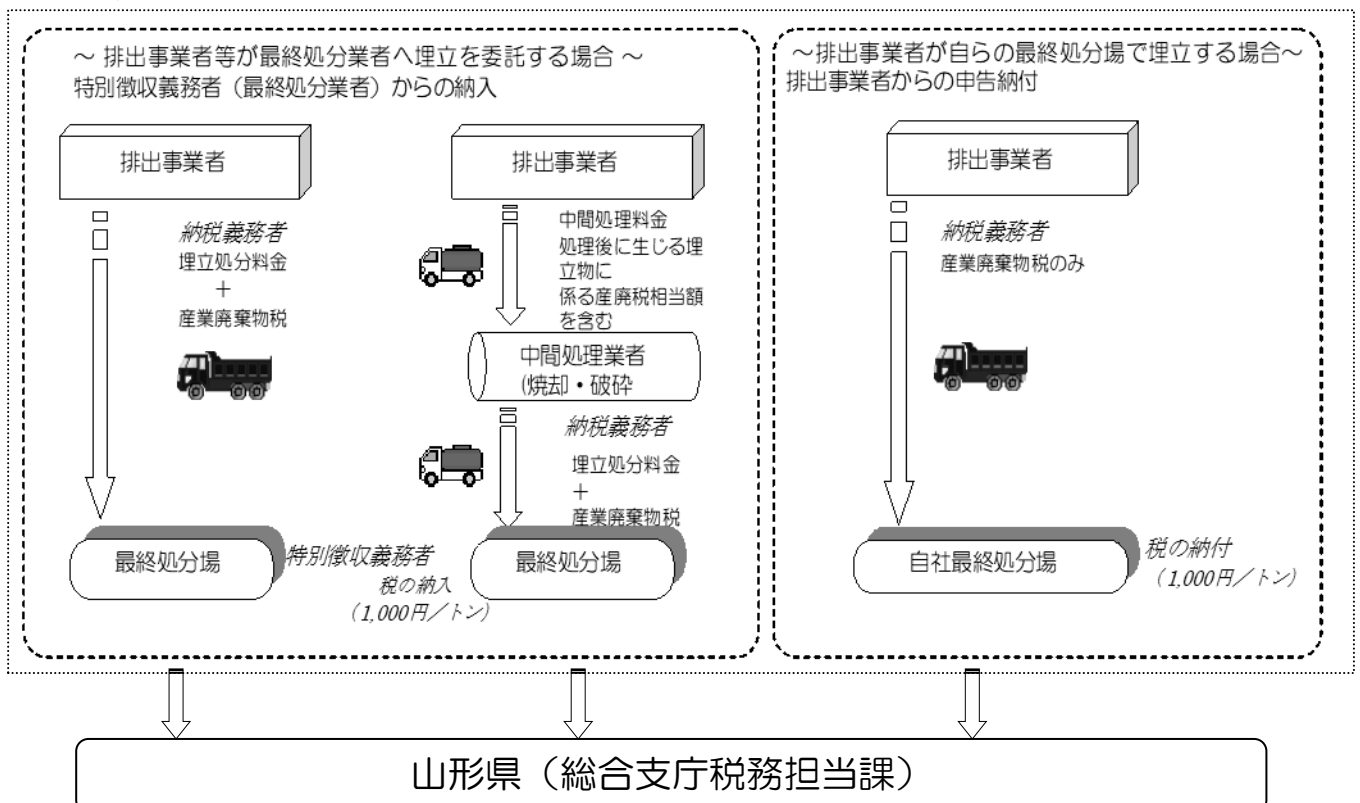
3 税率

最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量1トンにつき1,000円です。

4 徴収の方法

最終処分業者の方が、最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者・中間処理業者の方から搬入量に応じて税を徴収し、申告納入します。

また、自ら設置する最終処分場で最終処分を行う場合には、最終処分を行う事業者の方が申告納付します。



Ⅲ 税収の使途

産業廃棄物税は

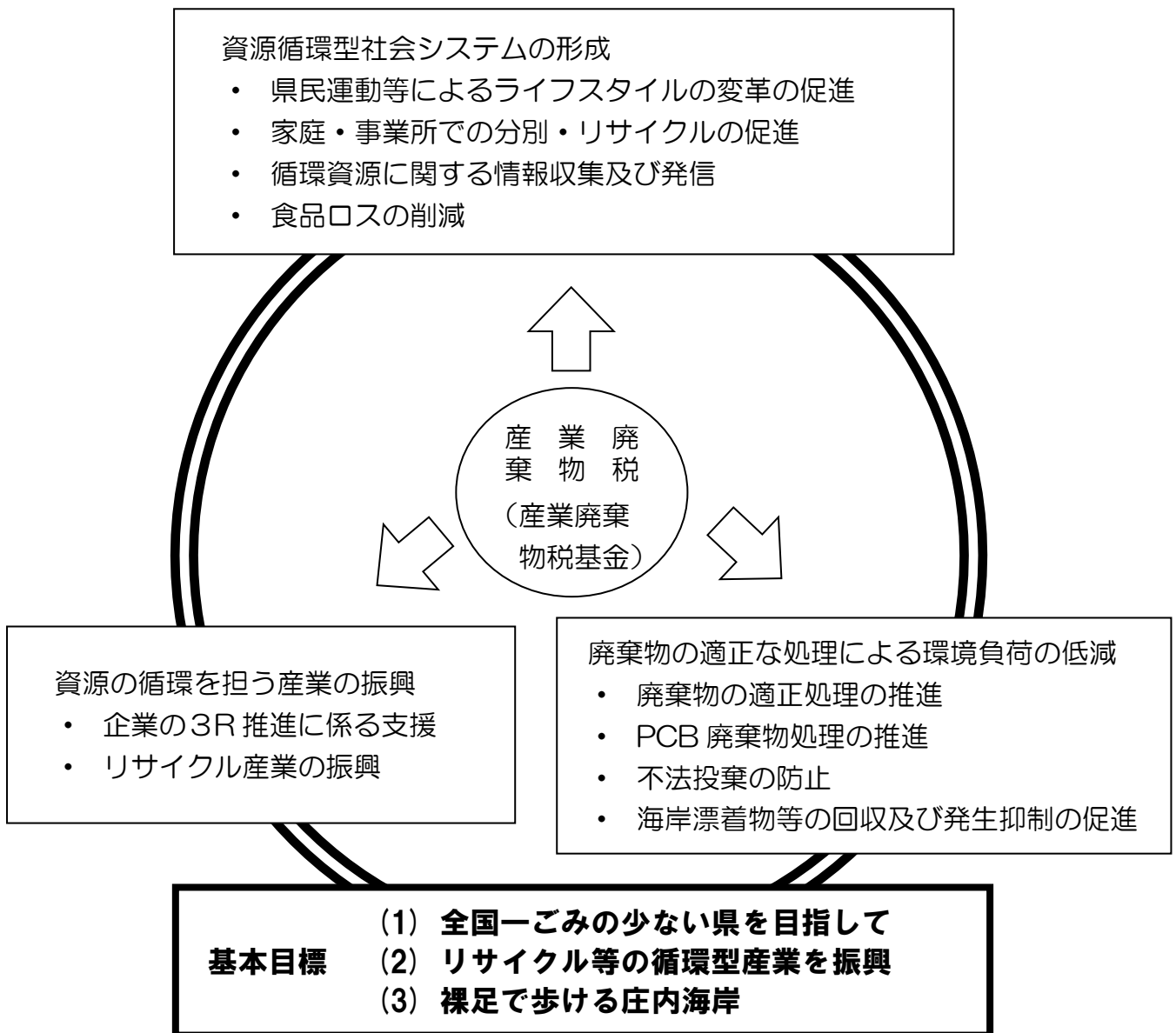
資源循環型社会システムの形成

資源の循環を担う産業の振興

廃棄物の適正な処理による環境負荷の低減

を柱とした施策実施のための財源として活用されます。

産業廃棄物税の使途のイメージ



なお、県は、山形県産業廃棄物税基金を設置して、他の財源と区分したり、税収の使途について県の広報やホームページでお知らせするなどして、税の使途の透明性を確保します。

IV 産業廃棄物税に関するQ&A

Q1 産業廃棄物とは何ですか？

事業活動に伴って生じた廃棄物で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)で定められたがれき類、汚泥、鋳さい、燃え殻、廃プラスチック類などがあります。

なお、産業廃棄物以外は一般廃棄物であり、一般家庭から生じる一般廃棄物には産業廃棄物税は課税されません。

Q2 排出された産業廃棄物はすべて課税されるのですか？

県内外で排出された産業廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物のみが課税対象となります。

Q3 産業廃棄物の重量がわからない場合はどうするのですか？

重量がわからない場合は、山形県の規則で定めている係数を用いて体積を重量に換算し、税額を計算することとしています。

Q4 重量(換算した場合を含む。)に1トン未満の端数がある場合はどうするのですか？

1トン未満の端数については、小数第4位以下を切り捨てて計算します。

例：重量が 1.2345 トンの場合の税額は 1,234 円となります。

Q5 産業廃棄物を中間処理する場合は課税されるのですか？

中間処理する時点では課税されませんが、中間処理後に残さ(残りかす)が発生し、これを最終処分場に埋め立てる場合には、中間処理業者は埋立量に応じた税金を納めていただくこととなります。

この中間処理業者が負担した税は、中間処理料金に上乗せして排出事業者に請求されることとなるので、結果的に排出事業者が税金分を負担することとなります。

Q6 産業廃棄物をリサイクルする場合は課税されるのですか？

産業廃棄物税は、排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正処理を促進することを目的としているため、リサイクルする場合は課税されません。

しかし、リサイクルの過程で残さ(残りかす)が生じ、それを最終処分場に埋め立てる場合は、埋立量に応じて課税されます。

V お問合せ先

1 産業廃棄物税の申告・納税に関すること

村山総合支庁課税課 TEL 023-621-8252

最上総合支庁税務課 TEL 0233-29-1228

置賜総合支庁税務課 TEL 0238-26-6015

庄内総合支庁税務課 TEL 0235-66-5425

2 産業廃棄物に関すること

村山総合支庁環境課 TEL 023-621-8422

最上総合支庁環境課 TEL 0233-29-1287

置賜総合支庁環境課 TEL 0238-26-6034

庄内総合支庁環境課 TEL 0235-66-5704

3 産業廃棄物税の用途に関すること

環境エネルギー部
循環型社会推進課 TEL 023-630-2302